

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																								
	<p align="center">第1章 総 則</p> <p>第1節～3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>(略)</p>	<p align="center">第1章 総 則</p> <p>第1節～3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>(略)</p>																									
3	<p align="center">表1-4-1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係</p>	<p align="center">表1-4-1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、異常事象の発 生又はそのおそれがあるため、<u>比較的時 間を要する防護措置</u>の準備に着手する段 階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、緊急時に備 えた避難等の<u>主な防護措置</u>の準備を開始 する段階</td> <td>原災法第10条</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、重篤な確定 的影響を回避し又は最小化するため、及 び確率的影響のリスクを低減するため、 迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原災法第15条 (原子力緊急事 態宣言)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、異常事象の発 生又はそのおそれがあるため、 <u>比較的時 間を要する防護措置</u> の準備に着手する段 階		施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、緊急時に備 えた避難等の <u>主な防護措置</u> の準備を開始 する段階	原災法第10条	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、重篤な確定 的影響を回避し又は最小化するため、及 び確率的影響のリスクを低減するため、 迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事 態宣言)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、<u>原子力施設に おける</u>異常事象の発生又はそのおそれが あるため、<u>情報収集や、緊急時モニタリ ング(※1)の準備、施設敷地緊急事態 要避難者(※2)を対象とした避難等の 予防的防護措置の準備を開始する段階</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、<u>原子力施設 周辺において</u>緊急時に備えた避難等の<u>予 防的防護措置</u>の準備を開始する段階</td> <td>原災法第10条</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、重篤な確定 的影響を回避し又は最小化するため、及 び確率的影響のリスクを低減するため、 迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原災法第15条 (原子力緊急事 態宣言)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、 <u>原子力施設に おける</u> 異常事象の発生又はそのおそれが あるため、 <u>情報収集や、緊急時モニタリ ング(※1)の準備、施設敷地緊急事態 要避難者(※2)を対象とした避難等の 予防的防護措置の準備を開始する段階</u>		施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、 <u>原子力施設 周辺において</u> 緊急時に備えた避難等の <u>予 防的防護措置</u> の準備を開始する段階	原災法第10条	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、重篤な確定 的影響を回避し又は最小化するため、及 び確率的影響のリスクを低減するため、 迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事 態宣言)	<p>➤ 原子力災害対策 指針の反映</p> <p>➤ 原子力災害対策 指針の反映</p>
緊急事態区分	概 要	原災法との関係																									
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、異常事象の発 生又はそのおそれがあるため、 <u>比較的時 間を要する防護措置</u> の準備に着手する段 階																										
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、緊急時に備 えた避難等の <u>主な防護措置</u> の準備を開始 する段階	原災法第10条																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、重篤な確定 的影響を回避し又は最小化するため、及 び確率的影響のリスクを低減するため、 迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事 態宣言)																									
緊急事態区分	概 要	原災法との関係																									
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、 <u>原子力施設に おける</u> 異常事象の発生又はそのおそれが あるため、 <u>情報収集や、緊急時モニタリ ング(※1)の準備、施設敷地緊急事態 要避難者(※2)を対象とした避難等の 予防的防護措置の準備を開始する段階</u>																										
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、 <u>原子力施設 周辺において</u> 緊急時に備えた避難等の <u>予 防的防護措置</u> の準備を開始する段階	原災法第10条																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、重篤な確定 的影響を回避し又は最小化するため、及 び確率的影響のリスクを低減するため、 迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事 態宣言)																									

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																																
7	<p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <table border="1" data-bbox="174 517 1021 1362"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 517 327 635">緊急事態区分 分類</th> <th data-bbox="327 517 609 635">警戒事態 (Alert)</th> <th data-bbox="609 517 837 635">施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th data-bbox="837 517 1021 635">全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 635 327 675">(略)</td> <td data-bbox="327 635 609 675"></td> <td data-bbox="609 635 837 675"></td> <td data-bbox="837 635 1021 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 675 327 1318">火災又は溢水</td> <td data-bbox="327 675 609 1318">重要区域 (<u>原子力災害対策特別措置法</u>) に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。) において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器 (「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> <td data-bbox="609 675 837 1318">火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> <td data-bbox="837 675 1021 1318"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1318 327 1362">(略)</td> <td data-bbox="327 1318 609 1362"></td> <td data-bbox="609 1318 837 1362"></td> <td data-bbox="837 1318 1021 1362"></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				火災又は溢水	重要区域 (<u>原子力災害対策特別措置法</u>) に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。) において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器 (「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。		(略)				<p>※1 放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。</p> <p>※2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者 ・ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者 ・ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者 <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <table border="1" data-bbox="1052 517 1899 1362"> <thead> <tr> <th data-bbox="1052 517 1205 635">緊急事態区分 分類</th> <th data-bbox="1205 517 1487 635">警戒事態 (Alert)</th> <th data-bbox="1487 517 1715 635">施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th data-bbox="1715 517 1899 635">全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1052 635 1205 675">(略)</td> <td data-bbox="1205 635 1487 675"></td> <td data-bbox="1487 635 1715 675"></td> <td data-bbox="1715 635 1899 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 675 1205 1318">火災又は溢水</td> <td data-bbox="1205 675 1487 1318">重要区域 (<u>原災法</u>) に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。) において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器 (「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> <td data-bbox="1487 675 1715 1318">火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> <td data-bbox="1715 675 1899 1318"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 1318 1205 1362">(略)</td> <td data-bbox="1205 1318 1487 1362"></td> <td data-bbox="1487 1318 1715 1362"></td> <td data-bbox="1715 1318 1899 1362"></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				火災又は溢水	重要区域 (<u>原災法</u>) に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。) において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器 (「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。		(略)				<p>▶ 原子力災害対策指針の文言を引用したことで「緊急時モニタリング」及び「施設敷地緊急事態要避難者」をここで定義</p> <p>▶ 既に1ページ目で以下「原災法」というと記載しているにも関わらず略称になっていなかったの で修正</p>
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																
(略)																																			
火災又は溢水	重要区域 (<u>原子力災害対策特別措置法</u>) に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。) において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器 (「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																	
(略)																																			
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																
(略)																																			
火災又は溢水	重要区域 (<u>原災法</u>) に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成24年文部科学省・経済産業省令第4号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。) において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器 (「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																	
(略)																																			

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
11	<p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) の考え方</p> <p>確率的影響のリスクを低減するため、先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径30km」が目安となる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>これらの考え方を踏まえ、本県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は女川町、石巻市 (以下「所在市町」という。)、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町 (以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。) とし、その地域は下表のとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) の考え方</p> <p>確率的影響のリスクを低減するため、先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径30km」が目安となる。</p> <p><u>ただし、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設*については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u></p> <p><u>※ 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号の表へ及びち並びに第14条の表へ及びちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 (平成27年原子力規制委員会告示第14号、以下「冷却告示」という。) において定められている。</u></p> <p>これらの考え方を踏まえ、本県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は女川町、石巻市 (以下「所在市町」という。)、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町 (以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。) とし、その地域は下表のとおりとする。</p> <p><u>なお、女川原子力発電所1号炉が令和3年5月19日付で冷却告示の対象施設として追加されたことから、1号炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域はUPZのみとし、2号炉・3号炉におけるPAZと同一の範囲とする。</u></p> <p><u>1 女川原子力発電所2号炉・3号炉</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>➤ 1号炉冷却告示 該当に対応</p> <p>➤ 1号炉冷却告示 該当に対応</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考												
11	<p>(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)</p> <table border="1" data-bbox="174 212 1025 411"> <tr> <td>重点区域を含む市町村</td> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、<u>上四、上五</u>、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、 <u>上四、上五</u> 、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*	(略)		<p>(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)</p> <table border="1" data-bbox="1048 212 1899 411"> <tr> <td>重点区域を含む市町村</td> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、<u>上一、上二</u>、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、 <u>上一、上二</u> 、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*	(略)		<p>➤ 女川町の避難計画にあわせて修正</p>
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域														
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、 <u>上四、上五</u> 、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*														
(略)															
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域														
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、 <u>上一、上二</u> 、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*														
(略)															
14	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 女川原子力発電所1号炉</u></p> <p><u>緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)</u></p>	<p>➤ 1号炉冷却告示該当に対応</p>												
14	<p><u>(新設)</u></p> <p>第5節の2 (略)</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1048 655 1899 967"> <tr> <td><u>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村</u></td> <td><u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</u></td> </tr> <tr> <td><u>女川町</u></td> <td><u>高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</u></td> </tr> <tr> <td><u>石巻市</u></td> <td><u>(荻浜) 荻浜、小積浜</u> <u>(牡鹿) 鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊</u></td> </tr> </table> <p>第5節の2 (略)</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p>	<u>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村</u>	<u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</u>	<u>女川町</u>	<u>高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</u>	<u>石巻市</u>	<u>(荻浜) 荻浜、小積浜</u> <u>(牡鹿) 鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊</u>	<p>➤ 1号炉冷却告示該当に対応</p>						
<u>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村</u>	<u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</u>														
<u>女川町</u>	<u>高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</u>														
<u>石巻市</u>	<u>(荻浜) 荻浜、小積浜</u> <u>(牡鹿) 鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊</u>														

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																								
17	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="192 212 987 1123"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 <u>災害時</u>における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時</u>における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 <u>災害時</u>における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。 	(略)	(略)	仙台管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時</u>における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 	(略)	(略)	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1066 212 1861 1123"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 <u>災害時</u>における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。 	(略)	(略)	仙台管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 <u>災害時</u>における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 	(略)	(略)	<p>➤ 防災基本計画における「災害時」を定義する修正を反映</p> <p>➤ 上記定義により同義のため修正</p>
	機 関 名	事 務 又 は 業 務																									
(略)	(略)																										
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 <u>災害時</u>における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。 																										
(略)	(略)																										
仙台管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時</u>における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 																										
(略)	(略)																										
機 関 名	事 務 又 は 業 務																										
(略)	(略)																										
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。 																										
(略)	(略)																										
仙台管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 <u>災害時</u>における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 																										
(略)	(略)																										
7	(略)	7 (略)																									

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																
19	<p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮城県支部</td> <td> 1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 <u>災害時の血液製剤</u>の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他<u>災害救護</u>に必要な業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 <u>災害時の血液製剤</u> の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他 <u>災害救護</u> に必要な業務に関すること。	(略)	(略)	<p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮城県支部</td> <td> 1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 <u>血液製剤</u>の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他<u>応急対策</u>に必要な業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 <u>血液製剤</u> の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他 <u>応急対策</u> に必要な業務に関すること。	(略)	(略)	<p>➤ 記述の適正化 (他編との整合)</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 <u>災害時の血液製剤</u> の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他 <u>災害救護</u> に必要な業務に関すること。																		
(略)	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 <u>血液製剤</u> の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他 <u>応急対策</u> に必要な業務に関すること。																		
(略)	(略)																		
19	<p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	(新設)		<p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宮城県薬剤師会</td> <td>災害時における医薬品の管理と供給</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	一般社団法人宮城県薬剤師会	災害時における医薬品の管理と供給	<p>➤ 指定地方公共機関の追加(他編との整合)</p>				
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
(新設)																			
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人宮城県薬剤師会	災害時における医薬品の管理と供給																		
	<p>10～11 (略)</p> <p>第7～8節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1～5節 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(1) (略)</p>	<p>10～11 (略)</p> <p>第7～8節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1～5節 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(1) (略)</p>																	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
30	<p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①～⑧ 略</p> <p>第7～12節 (略)</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県は、原子力災害の特殊性に<u>かんがみ</u>、国及び関係市町と連携し要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第9～12節 (略)</p> <p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①～⑧ 略</p> <p>第7～12節 (略)</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県は、原子力災害の特殊性に<u>鑑み</u>、国及び関係市町と連携し要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第9～12節 (略)</p> <p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 表記を統一</p>
33	<p>① P A Z内避難等計画に係る考え方</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではP A Z内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>なお、施設敷地緊急事態要避難者は、<u>次に掲げる者をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者</u> • <u>要配慮者以外の者のうち安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者、又は安定ヨウ素剤を事前配布されていない者で、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者</u> <p>②～③ (略)</p>	<p>① P A Z内避難等計画に係る考え方</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではP A Z内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>➤ P3表1-4-1の注釈で既に記載したためここでは削除</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
34	<p>(2) (略)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言</p> <p>(1) 指定避難所等の整備 県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう助言するものとする。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言</p> <p>(1) 指定避難所等の整備 県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。 <u>県及び関係市町は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
35	<p>(9) 物資の備蓄に係る整備 県及び関係市町は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄</u>に努めるとともに、指定避難所等となる施設において、<u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p>(9) 物資の備蓄に係る整備 県及び関係市町は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。</u> 指定避難所等となる施設において、<u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
35	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉</p>	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉</p>	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
35	<p>サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 市町村に対し、避難行動要支援者の避難支援プラン等を整備することを助言するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>サービス事業者、ボランティア等の避難支援等に携わる多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 関係市町に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備することを助言するものとする。</p> <p><u>(2) 関係市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 関係市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(4) 関係市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>(5) 関係市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
35	<p><u>(2)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>	
36	<p><u>(3)</u> 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体</p>	<p><u>(7)</u> 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導に</p>	<p>▶ 表現の適正化</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
36	<p><u>制に配慮した体制</u>の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設や<u>ホテル</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言</p> <p>県は、関係市町に対し、関係市町が屋内退避又は避難のための立退きの<u>勧告、指示等</u>（以下「屋内退避又は避難の<u>勧告等</u>」という。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第14～16節 (略)</p> <p>第17節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p>	<p><u>配慮した体制</u>の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設や<u>ホテル・旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言</p> <p>県は、関係市町に対し、関係市町が屋内退避又は避難のための立退きの<u>指示等</u>（以下「屋内退避又は避難の<u>指示等</u>」という。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第14～16節 (略)</p> <p>第17節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
40	<p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、<u>P A Z内及びP A Z外であって</u>安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域（以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、県及び関係市町は、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を平常時から周知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、<u>P A Z内及びP A Z外であってもP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等</u>安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域（以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、県及び関係市町は、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を平常時から周知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
42	<p>第18節 (略)</p> <p>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告、指示等</u>(以下「避難勧告等」という。)を受けた地域に含まれた場合の<u>退避先の確保を進めるとともに</u>、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた<u>改訂等</u>を行うものとする。</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力発電所の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤ 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること ⑥ 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること ⑦ 要配慮者への支援に関すること ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること ⑨ 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 防災訓練等の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第18節 (略)</p> <p>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>指示等</u>(以下「避難指示等」という。)を受けた地域に含まれた場合の<u>退避先の確保を進めるとともに</u>、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた<u>改定等</u>を行うものとする。</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力発電所の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤ 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること ⑥ 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること ⑦ 要配慮者への支援に関すること ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること ⑨ 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること <u>(夏季の熱中症予防や対処法に関することを含む)</u> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 防災訓練等の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
44	<p>(2) 訓練の事後評価 県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に<u>定めて行う</u>とともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、<u>改訂</u>に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>(3) (略) 第23～25節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分の判断及び防護措置実施の基準等 (資料1-4-1) 参照</p>	<p>(2) 訓練の事後評価 県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に<u>定める</u>とともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、<u>改定</u>に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>(3) (略) 第23～25節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分の判断及び防護措置実施の基準等 (資料1-4-1) 参照</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
46	<p><u>原子力災害対策特別措置法</u>第10条第1項に基づく通報(特定事象発生通報)の基準 (資料3-1-1) 参照</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法</u>第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (資料3-1-2) 参照</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p><u>原災法</u>第10条第1項に基づく通報(特定事象発生通報)の基準 (資料3-1-1) 参照</p> <p><u>原災法</u>第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (資料3-1-2) 参照</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>▶ 既に1ページ目で以下「原災法」というと記載しているにも関わらず略称になっていなかったの で修正</p>
47	<p>2 施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>発生の確認と</u>原子力緊急事態宣言を<u>発出すべきか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象</p>	<p>2 施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が<u>発生しているか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映する</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
	<p>の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、関係市町、警察本部及び公衆に連絡することとされている。また、P A Zを含む市町に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第3節 原子力災害警戒体制</p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分等の各段階における体制</p> <p>① 事故故障等発生時</p> <p>(略)</p> <p>② 警戒事態（Alert）等発生時</p> <p>(略)</p>	<p>見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、関係市町、警察本部に連絡することとされている。また、P A Zを含む市町に対し、住民の避難準備を行うよう要請するものとされている。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第3節 原子力災害警戒体制</p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分等の各段階における体制</p> <p>① 事故故障等発生時</p> <p>(略)</p> <p>② 警戒事態（Alert）等発生時</p> <p>(略)</p>	<p>と同時に指針の記載内容に統一化</p>

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
52	<p>知事</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> 危機対策課 <ol style="list-style-type: none"> 防災関係機関との通報連絡に関すること。 通信情報対策に関すること。 消防課 <ol style="list-style-type: none"> 防災ヘリコプターに関すること。 緊急消防援助隊の調整に関すること。 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。 管財課 <p>電話に関する通信対策に関すること。</p> 広報課 <ol style="list-style-type: none"> 県広報媒体による広報の調整に関すること。 報道機関との調整に関すること。 県ホームページの運用に関すること。 東部地方振興事務所、同登米地域事務所、北部地方振興事務所、気仙沼地方振興事務所 <p>関係市町からの情報収集に関すること。</p> 環境生活部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全対策課 <ol style="list-style-type: none"> 国、関係市町及び原子力事業者との通報連絡に関すること。 広報に関すること。 環境放射線監視センターからの情報収集に関すること。 環境生活総務課 <p>部内の人員配置等の調整に関すること。</p> 環境放射線監視センター <ol style="list-style-type: none"> モニタリングの強化及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 モニタリング班の編成の準備に関すること。 	<p>知事</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興・危機管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全対策課長 <p>※ 実際の配備編成は原子力安全対策課長以下となる。</p> 復興・危機管理総務課 <p>部内の人員配置等の調整に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 防災関係機関との通信連絡に関すること。 通信情報対策に関すること。 消防課 <ol style="list-style-type: none"> 防災ヘリコプターに関すること。 緊急消防援助隊の調整に関すること。 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。 原子力安全対策課 <ol style="list-style-type: none"> 国、関係市町及び原子力事業者等との通報連絡に関すること。 広報に関すること。 環境放射線監視センターからの情報収集に関すること。 環境放射線監視センター <ol style="list-style-type: none"> モニタリングの強化及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 モニタリング班の編成の準備に関すること。 広報課 <ol style="list-style-type: none"> 県広報媒体による広報の調整に関すること。 報道機関との調整に関すること。 県ホームページの運用に関すること。 東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 <ol style="list-style-type: none"> 関係市町からの情報収集に関すること。 各部局主管課 <ol style="list-style-type: none"> 原子力安全対策課からの指示等の伝達に関すること。 	<p>➤ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び分掌事務を見直し</p>
	<p>図 3 - 3 - 1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p>	<p>図 3 - 3 - 1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p>	<p>➤ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び分掌事務を見直し</p>

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
53			
<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p>		<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p>	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

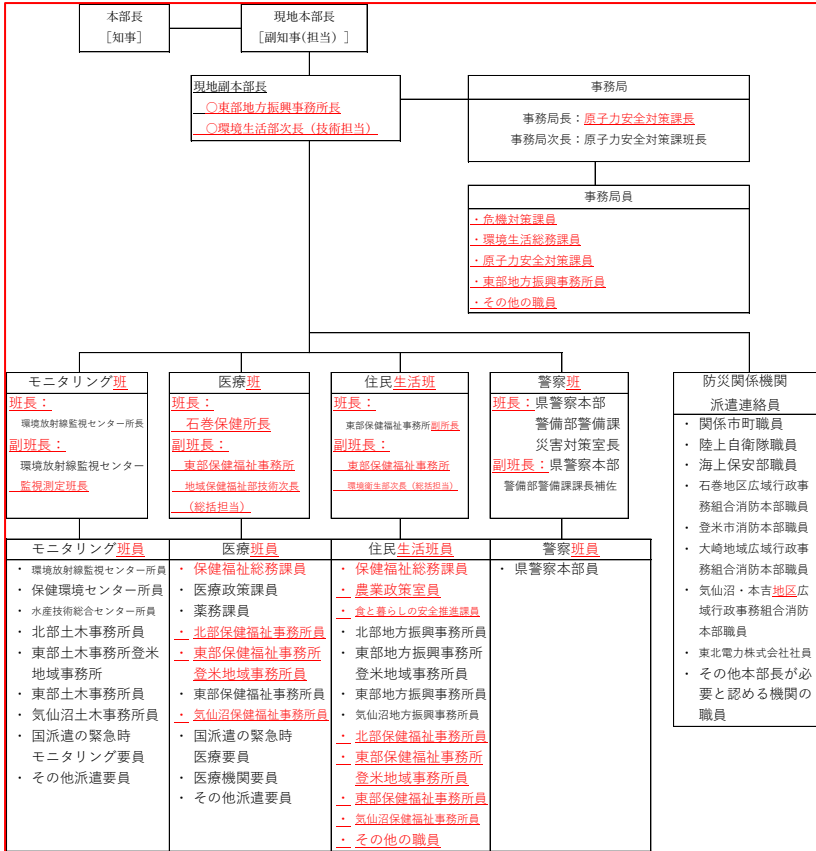
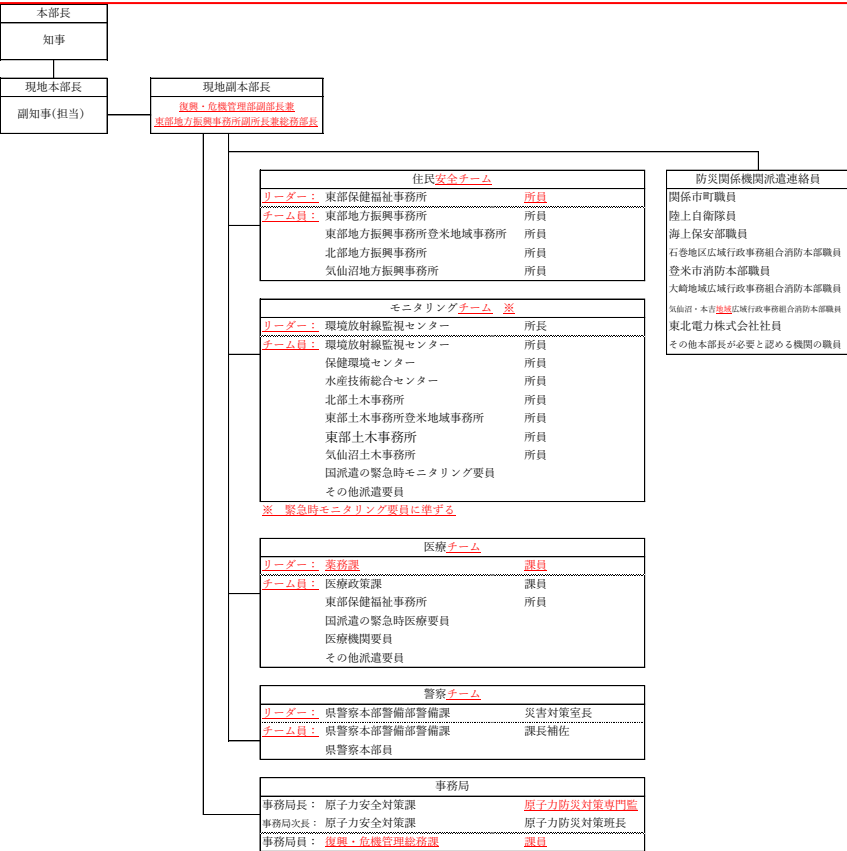
頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																																																									
54	<p>表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長</td> <td><u>環境生活部長</u></td> <td>知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td><u>危機管理監</u> <u>環境生活部次長</u> (報道責任者)</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>原子力安全対策課長</u></td> <td>本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td><u>危機対策課長</u> <u>消防課長</u> <u>広報課長</u> <u>環境生活総務課長</u></td> <td>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td><u>危機対策課</u> <u>消防課</u> <u>管財課</u> <u>広報課</u> 原子力安全対策課 環境生活総務課</td> <td>上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて<u>危機対策課</u>、<u>消防課</u>、<u>管財課</u>、<u>広報課</u>は災害対策本部の設置準備に、<u>原子力安全対策課</u>は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、<u>環境生活総務課</u>は部内の人員配置等の調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>現地要員</td> <td>東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター</td> <td>現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては環境放射線監視センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。</td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>災害対策本部の連絡員に充てられている職員</td> <td>所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 務	本 部 長	<u>環境生活部長</u>	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。	副本部長	<u>危機管理監</u> <u>環境生活部次長</u> (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	事務局長	<u>原子力安全対策課長</u>	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	事務局次長	<u>危機対策課長</u> <u>消防課長</u> <u>広報課長</u> <u>環境生活総務課長</u>	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	事務局職員	<u>危機対策課</u> <u>消防課</u> <u>管財課</u> <u>広報課</u> 原子力安全対策課 環境生活総務課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて <u>危機対策課</u> 、 <u>消防課</u> 、 <u>管財課</u> 、 <u>広報課</u> は災害対策本部の設置準備に、 <u>原子力安全対策課</u> は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、 <u>環境生活総務課</u> は部内の人員配置等の調整を行う。	現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては環境放射線監視センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。	連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。	<p>表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長</td> <td><u>副知事</u></td> <td>知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td><u>復興・危機管理部長</u> (報道責任者)</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>危機管理監</u></td> <td>本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>原子力安全対策課長</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td><u>復興・危機管理総務課長</u> <u>復興支援・伝承課長</u> <u>防災推進課長</u> <u>消防課長</u></td> <td><u>図3-3-2に定める所掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</u></td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td><u>復興・危機管理総務課</u> <u>復興支援・伝承課</u> <u>防災推進課</u> <u>消防課</u> 原子力安全対策課</td> <td>上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて<u>復興・危機管理総務課</u>、<u>復興支援・伝承課</u>、<u>防災推進課</u>、<u>消防課</u>は災害対策本部の設置準備に、<u>原子力安全対策課</u>は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、<u>復興・危機管理総務課</u>は部内の人員配置等の調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>現地要員</td> <td>東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター</td> <td>現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては環境放射線監視センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。</td> </tr> <tr> <td>部局長</td> <td><u>関係部(局)長</u></td> <td><u>本部長の名を受け、所掌事務を統括する。</u></td> </tr> <tr> <td>支部長</td> <td><u>地方振興事務所長</u></td> <td><u>本部長の名を受け、地方支部の事務を統括する。</u></td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>災害対策本部の連絡員に充てられている職員</td> <td>所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 務	本 部 長	<u>副知事</u>	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。	副本部長	<u>復興・危機管理部長</u> (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	事務局長	<u>危機管理監</u>	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	副事務局長	原子力安全対策課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	事務局次長	<u>復興・危機管理総務課長</u> <u>復興支援・伝承課長</u> <u>防災推進課長</u> <u>消防課長</u>	<u>図3-3-2に定める所掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</u>	事務局職員	<u>復興・危機管理総務課</u> <u>復興支援・伝承課</u> <u>防災推進課</u> <u>消防課</u> 原子力安全対策課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて <u>復興・危機管理総務課</u> 、 <u>復興支援・伝承課</u> 、 <u>防災推進課</u> 、 <u>消防課</u> は災害対策本部の設置準備に、 <u>原子力安全対策課</u> は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、 <u>復興・危機管理総務課</u> は部内の人員配置等の調整を行う。	現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては環境放射線監視センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。	部局長	<u>関係部(局)長</u>	<u>本部長の名を受け、所掌事務を統括する。</u>	支部長	<u>地方振興事務所長</u>	<u>本部長の名を受け、地方支部の事務を統括する。</u>	連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。	<p>▶ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び職務を見直し</p>
職 名	充 当 職	職 務																																																										
本 部 長	<u>環境生活部長</u>	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。																																																										
副本部長	<u>危機管理監</u> <u>環境生活部次長</u> (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																																										
事務局長	<u>原子力安全対策課長</u>	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。																																																										
事務局次長	<u>危機対策課長</u> <u>消防課長</u> <u>広報課長</u> <u>環境生活総務課長</u>	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。																																																										
事務局職員	<u>危機対策課</u> <u>消防課</u> <u>管財課</u> <u>広報課</u> 原子力安全対策課 環境生活総務課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて <u>危機対策課</u> 、 <u>消防課</u> 、 <u>管財課</u> 、 <u>広報課</u> は災害対策本部の設置準備に、 <u>原子力安全対策課</u> は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、 <u>環境生活総務課</u> は部内の人員配置等の調整を行う。																																																										
現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては環境放射線監視センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。																																																										
連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。																																																										
職 名	充 当 職	職 務																																																										
本 部 長	<u>副知事</u>	知事の命を受け、原子力災害警戒本部の事務を統轄する。																																																										
副本部長	<u>復興・危機管理部長</u> (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																																										
事務局長	<u>危機管理監</u>	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。																																																										
副事務局長	原子力安全対策課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。																																																										
事務局次長	<u>復興・危機管理総務課長</u> <u>復興支援・伝承課長</u> <u>防災推進課長</u> <u>消防課長</u>	<u>図3-3-2に定める所掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</u>																																																										
事務局職員	<u>復興・危機管理総務課</u> <u>復興支援・伝承課</u> <u>防災推進課</u> <u>消防課</u> 原子力安全対策課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 なお、状況に応じて <u>復興・危機管理総務課</u> 、 <u>復興支援・伝承課</u> 、 <u>防災推進課</u> 、 <u>消防課</u> は災害対策本部の設置準備に、 <u>原子力安全対策課</u> は現地要員と協力して現地体制構築の準備に当たる。この際、 <u>復興・危機管理総務課</u> は部内の人員配置等の調整を行う。																																																										
現地要員	東部地方振興事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 北部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	現地体制構築のうち、現地災害対策本部設置は原子力安全対策課を中心として、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所、北部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所の協力により実施する。 また、緊急時モニタリングについては環境放射線監視センターを中心として、東部土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所、北部土木事務所及び気仙沼土木事務所の協力により実施する。																																																										
部局長	<u>関係部(局)長</u>	<u>本部長の名を受け、所掌事務を統括する。</u>																																																										
支部長	<u>地方振興事務所長</u>	<u>本部長の名を受け、地方支部の事務を統括する。</u>																																																										
連絡員	災害対策本部の連絡員に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部(局)との連絡調整事務を処理する。																																																										
	<p>※ 原子力災害警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。</p>	<p>※ 原子力災害警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。</p>																																																										

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
54	<p>(2) 自然災害による配備基準との関係 以下の場合、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所所在市町で震度5弱もしくは5強を観測する地震が発生した場合（防災基本計画に定める情報収集事態に該当） また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。 原子力事業所所在市町で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 宮城県に大津波警報が発表された場合 <u>原子力事業所所在市町で震度5弱もしくは5強を観測する地震が発生した場合において、警戒事態に該当する事象が発生した場合</u> <p>その他、防災基本計画及び原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p> <p>① 災害対策本部の設置基準</p> <p>(略)</p> <p>② 災害対策本部の配備体制</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 自然災害による配備基準との関係 以下の場合、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所所在市町で震度5弱もしくは5強を観測する地震が発生した場合（防災基本計画に定める情報収集事態に該当） また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。 原子力事業所所在市町で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 宮城県に大津波警報が発表された場合 <p>その他、防災基本計画及び原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p> <p>① 災害対策本部の設置基準</p> <p>(略)</p> <p>② 災害対策本部の配備体制</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 自然災害による配備基準との関係を見直し</p>
56	<p>③ 災害対策本部の組織及び分掌事務</p> <p>災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性に<u>かんがみ</u>、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱等によるものとする。</p>	<p>③ 災害対策本部の組織及び分掌事務</p> <p>災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性に<u>鑑み</u>、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱等によるものとする。</p>	<p>➤ 表記の統一</p>

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
57	<p>④ 災害対策本部事務局</p> <p>(略)</p>	<p>④ 災害対策本部事務局</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び分掌事務を見直し</p>

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																																	
58	<p>図3-4-1 県の災害対策本部体制組織及び分掌事務（主要なもの）</p>	<p>図3-4-1 県の災害対策本部体制組織及び分掌事務（主要なもの）</p>	<p>➤ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び分掌事務を見直し</p>																																	
58	<p>表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局 長</td> <td>危機管理監</td> <td>本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。</td> </tr> <tr> <td>次 長</td> <td>危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>職 員</td> <td>1 危機対策課職員、消防課職員及び原子力安全対策課職員並びに応援職員として指名された職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員</td> <td>事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。</td> </tr> <tr> <td>初 動 員</td> <td>事前に指定された職員</td> <td>発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現地災害対策本部</p>	職 名	充 当 職	職 務	局 長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。	次 長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	職 員	1 危機対策課職員、消防課職員及び原子力安全対策課職員並びに応援職員として指名された職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。	初 動 員	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。	<p>表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局 局長</td> <td>復興・危機管理部長</td> <td>本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。</td> </tr> <tr> <td>副事務局 局長</td> <td>危機管理監</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局 次長</td> <td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 原子力防災対策専門監</td> <td>図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td>事務局 職員</td> <td>1 復興・危機管理部職員並びに必要なに応じて事務局長が応援職員として指名された各部職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員</td> <td>事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。</td> </tr> <tr> <td>初動要員</td> <td>事前に指定された職員</td> <td>発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現地災害対策本部</p>	職 名	充 当 職	職 務	事務局 局長	復興・危機管理部長	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。	副事務局 局長	危機管理監	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	事務局 次長	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 原子力防災対策専門監	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	事務局 職員	1 復興・危機管理部職員並びに必要なに応じて事務局長が応援職員として指名された各部職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。	初動要員	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。	<p>➤ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び職務を見直し</p>
職 名	充 当 職	職 務																																		
局 長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。																																		
次 長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。																																		
職 員	1 危機対策課職員、消防課職員及び原子力安全対策課職員並びに応援職員として指名された職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。																																		
初 動 員	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。																																		
職 名	充 当 職	職 務																																		
事務局 局長	復興・危機管理部長	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。																																		
副事務局 局長	危機管理監	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。																																		
事務局 次長	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 原子力防災対策専門監	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。																																		
事務局 職員	1 復興・危機管理部職員並びに必要なに応じて事務局長が応援職員として指名された各部職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。																																		
初動要員	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。																																		

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
59	<p>(略)</p> <p>① 現地本部の組織及び所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>② 現地本部の事務局及び各班の分掌事務</p> <p>(略)</p> 	<p>(略)</p> <p>① 現地本部の組織及び所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>② 現地本部の事務局及び各班の分掌事務</p> <p>(略)</p> 	<p>➤ 「復興・危機管理部」新設に伴い体制及び分掌事務を見直し</p> <p>➤ 自然災害との複合災害時の対応を考慮し規模を適正化</p> <p>➤ 合対協機能班との混同を避けるため「班」から「チーム」に変更</p>
<p>図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織</p>		<p>図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織</p>	

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																								
60	<p align="center">表3-4-2 現地本部の所掌事務</p> <p align="center">所 掌 事 務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。 <u>4 広報対策に関すること。</u> <u>5 緊急時モニタリングに関すること。</u> <u>6 放射能影響評価解析に関すること。</u> <u>7 原子力災害医療措置に関すること。</u> <u>8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</u> <u>9 災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> <u>10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>11</u> 飲食物の摂取制限等に関すること。 <u>12</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>13</u> その他本部長が指示する事項に関すること。 	<p align="center">表3-4-2 現地本部の所掌事務</p> <p align="center">所 掌 事 務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <u>4</u> 緊急時モニタリングに関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <u>5</u> 原子力災害医療措置に関すること。 <u>6</u> 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 <u>7</u> 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>8</u> 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 <u>9 住民の防護対策に関すること。</u> <u>10</u> 飲食物の摂取制限等に関すること。 <u>11</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>12</u> その他本部長が指示する事項に関すること。 	<p>➤ 現地本部の所掌事務を実態に合わせて見直し</p>																								
	<p align="center">表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地本部事務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 <u>5 広報対策に関すること。</u> <u>6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</u> <u>7 災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> <u>8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>9 現地本部の庶務に関すること。</u> <u>10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>モニタリング班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2 放射能影響評価解析に関すること。</u> <u>3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>医 療 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>2</u> 飲食物の摂取制限に関すること。 <u>3</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>警 察 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	分 掌 事 務	現地本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 <u>5 広報対策に関すること。</u> <u>6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</u> <u>7 災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> <u>8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>9 現地本部の庶務に関すること。</u> <u>10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u> 	モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2 放射能影響評価解析に関すること。</u> <u>3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u> 	医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 	住民生活班	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>2</u> 飲食物の摂取制限に関すること。 <u>3</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 	警 察 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。 	<p align="center">表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地本部事務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <u>5</u> 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 <u>6</u> 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>7</u> 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること <u>8</u> 現地本部の庶務に関すること。 <u>9</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>モニタリングチーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>医療チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>住民安全チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 住民の防護対策に関すること。</u> <u>2</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>3</u> 飲食物の摂取制限に関すること。 <u>4</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>警察チーム</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	分 掌 事 務	現地本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <u>5</u> 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 <u>6</u> 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>7</u> 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること <u>8</u> 現地本部の庶務に関すること。 <u>9</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 	モニタリングチーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 	医療チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 	住民安全チーム	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 住民の防護対策に関すること。</u> <u>2</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>3</u> 飲食物の摂取制限に関すること。 <u>4</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 	警察チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。 	<p>➤ 現地本部の分掌事務を実態に合わせて見直し</p>
名 称	分 掌 事 務																										
現地本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 <u>5 広報対策に関すること。</u> <u>6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</u> <u>7 災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> <u>8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>9 現地本部の庶務に関すること。</u> <u>10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u> 																										
モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2 放射能影響評価解析に関すること。</u> <u>3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u> 																										
医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 																										
住民生活班	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>2</u> 飲食物の摂取制限に関すること。 <u>3</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 																										
警 察 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。 																										
名 称	分 掌 事 務																										
現地本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地对策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <u>5</u> 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 <u>6</u> 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>7</u> 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること <u>8</u> 現地本部の庶務に関すること。 <u>9</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 																										
モニタリングチーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 																										
医療チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 																										
住民安全チーム	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 住民の防護対策に関すること。</u> <u>2</u> 生活必需物資の供給に関すること。 <u>3</u> 飲食物の摂取制限に関すること。 <u>4</u> その他現地本部長が指示する事項に関すること。 																										
警察チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他警察本部長の特命事項に関すること。 																										

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考															
65	<p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3-4-5 防災業務関係者の防護指標</p> <table border="1" data-bbox="232 655 1005 890"> <thead> <tr> <th>防災業務関係者の業務区分</th> <th>線量の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合</td> <td>実効線量で50mSv</td> </tr> <tr> <td>事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合</td> <td>実効線量で100mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について300mSv ・皮膚について1Sv</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	防災業務関係者の業務区分	線量の上限	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量で50mSv	事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	実効線量で100mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について300mSv ・皮膚について1Sv	<p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3-4-5 防災業務関係者の防護指標</p> <table border="1" data-bbox="1050 655 1895 1193"> <thead> <tr> <th>防災業務関係者の業務区分</th> <th>線量の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合</td> <td>実効線量：<u>5年間につき100mSv</u>かつ<u>1年間につき50mSv</u> 等価線量 <u>眼の水晶体:5年間につき100mSv</u>かつ<u>1年間につき50mSv</u> <u>皮膚:1年間につき500mSv</u></td> </tr> <tr> <td>実効線量：<u>3月間につき5mSv</u></td> </tr> <tr> <td>事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 (<u>男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性</u>)</td> <td>内部被ばくによる実効線量：<u>1mSv</u> 腹部表面に受ける等価線量：<u>2mSv</u></td> </tr> <tr> <td>事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 (<u>女性及び妊娠する可能性がないと診断された女性</u>)</td> <td>実効線量：<u>100mSv</u> 等価線量 眼の水晶体：<u>300mSv</u> 皮膚：<u>1Sv</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	防災業務関係者の業務区分	線量の上限	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量： <u>5年間につき100mSv</u> かつ <u>1年間につき50mSv</u> 等価線量 <u>眼の水晶体:5年間につき100mSv</u> かつ <u>1年間につき50mSv</u> <u>皮膚:1年間につき500mSv</u>	実効線量： <u>3月間につき5mSv</u>	事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 (<u>男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性</u>)	内部被ばくによる実効線量： <u>1mSv</u> 腹部表面に受ける等価線量： <u>2mSv</u>	事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 (<u>女性及び妊娠する可能性がないと診断された女性</u>)	実効線量： <u>100mSv</u> 等価線量 眼の水晶体： <u>300mSv</u> 皮膚： <u>1Sv</u>	<p>➤ 女性の被ばく量基準を明確にするために放射線業務従事者の基準の詳細を記載</p>
防災業務関係者の業務区分	線量の上限																	
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量で50mSv																	
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	実効線量で100mSv 等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について300mSv ・皮膚について1Sv																	
防災業務関係者の業務区分	線量の上限																	
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量： <u>5年間につき100mSv</u> かつ <u>1年間につき50mSv</u> 等価線量 <u>眼の水晶体:5年間につき100mSv</u> かつ <u>1年間につき50mSv</u> <u>皮膚:1年間につき500mSv</u>																	
	実効線量： <u>3月間につき5mSv</u>																	
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 (<u>男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性</u>)	内部被ばくによる実効線量： <u>1mSv</u> 腹部表面に受ける等価線量： <u>2mSv</u>																	
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 (<u>女性及び妊娠する可能性がないと診断された女性</u>)	実効線量： <u>100mSv</u> 等価線量 眼の水晶体： <u>300mSv</u> 皮膚： <u>1Sv</u>																	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
67	<p>(11) 様々な情報伝達手段の活用 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>① (略)</p>	<p>(11) 様々な情報伝達手段の活用 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所等にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>① (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
73	<p>② 県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の指示又は自らの判断により、PAZ内における予防的防護措置(避難)の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置(避難)及び施設敷地緊急事態要避難者以外の避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置(屋内退避等)を行うこととし、PAZを含む市町にその旨を伝達することとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>② 県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の指示又は自らの判断により、PAZ内における予防的防護措置(避難)の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置(避難)及び施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置(屋内退避等)を行うこととし、PAZを含む市町にその旨を伝達することとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>▶ 原子力災害対策指針の改正を反映</p>
74	<p>④ 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する避難・一時移転又は屋内退避の勧告等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>④ 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する避難・一時移転又は屋内退避の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映(災対法改正による)</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
74	<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 県は、避難<u>勧告</u>等が行われた区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された指定避難所等以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p>	<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 県は、避難<u>指示</u>等が行われた区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された指定避難所等以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映(災対法改正による)</p>
74	<p>⑧～⑨ (略)</p> <p>(2) 指定避難所等</p> <p>① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、<u>緊急時に必要に応じ、指定避難所等の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。</u></p> <p>なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑧～⑨ (略)</p> <p>(2) 指定避難所等</p> <p>① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民等に対する周知徹底することについて支援するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備についても支援するものとする。</u></p> <p>なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>② <u>県及び避難対象区域を含む市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>③ <u>県及び避難対象区域を含む市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>④ <u>県及び避難対象区域を含む市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
75	<p>② 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの指定避難所等ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報に</p>	<p>⑤ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの指定避難所等ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報に</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
	<p>ついて県及び市町村に提供するものとする。</p>	<p>ついて県及び市町村に提供するものとする。</p>	
75	<p>③ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易ベッド</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑥ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>⑦ <u>県及び避難対象区域を含む市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
75	<p>④ 県および市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を講ずるものとする。</p>	<p>⑧ 県および市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、<u>自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等<u>対応に当たる職員等も含めて</u>感染対策を講ずるものとする。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
	<p>⑤ 県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、<u>被災地の衛生状態</u>の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>⑨ 県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における避難者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、<u>被災地の良好な衛生状態</u>の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
75	<p>⑥ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑩ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮するものとする。特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペア(女性2名以上)による巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様な生活者のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p> <p>⑪ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに、性的マイノリティ(LGBT等)に配慮するため、多目的トイレを設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
75	<p>⑦ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>⑧ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、<u>旅館やホテル等</u>への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>⑨ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、<u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>⑩ 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑫ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>⑬ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、<u>ホテル・旅館等</u>への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p> <p>⑮ 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p><u>(3) 広域避難</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映(災</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
		<p>① 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、<u>県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>② <u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p>③ <u>国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとされている。また、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p>④ <u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>国、県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>国の原子力災害対策本部等、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p>対法改正による)</p>
76	<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>① 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び広域避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、<u>同一都道府県内</u>の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、<u>他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、都道府県</u>に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ものとされている。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>(4) 広域一時滞在</p> <p>① 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び広域避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、<u>県内</u>の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、<u>他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、県</u>に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>➤ 宮城県内の対応であることを明記</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
76	<p>(4) 避難退域時検査等の実施</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民</p>	<p>(5) 避難退域時検査等の実施</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
	<p>等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難退域時検査場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。</p>	<p>等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p>	
76	<p>(5) 安定ヨウ素剤の服用 (略)</p>	<p>(6) 安定ヨウ素剤の服用 (略)</p>	
77	<p>(6) 要配慮者等への配慮 ① (略) ② 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の勧告等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を屋内退避又は避難、他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 (略) ③ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の勧告等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を屋内退避又は避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(7) 要配慮者等への配慮 ① (略) ② 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を屋内退避又は避難、他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合(避難開始時及び避難完了時)は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 (略) ③ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を屋内退避又は避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合(避難開始時及び避難完了時)は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映(対法改正による) ➤ 時期的要素が不明確なため追記 ➤ 防災基本計画の修正を反映(対法改正による) ➤ 時期的要素が不明確なため追記</p>
77	<p>(7) 学校等施設における防護措置 (略)</p>	<p>(8) 学校等施設における防護措置 (略)</p>	
78	<p>(8) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し屋内退避又は避難の勧告等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、屋内避難又は避難させるものとする。</p>	<p>(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、屋内退避又は避難させるものとする。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映(対法改正による)</p>
78	<p>(9) 警戒区域の設定、避難勧告等の実効を上げるための措置 本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは避難勧告等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から</p>	<p>(10) 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置 本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは避難指示等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映(対法改正による)</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

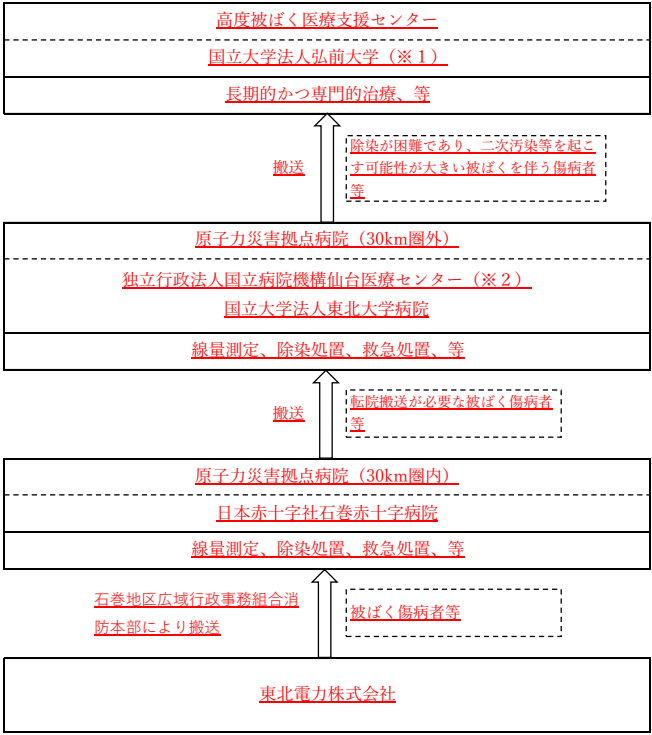
頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
78	<p>車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難<u>勧告</u>等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>① 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>2 自らの判断による措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I 屋内退避</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p>	<p>車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難<u>指示</u>等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>(11) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>① 県<u>及び市町村</u>は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>2 自らの判断による措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I 屋内退避</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p>	<p>る)</p> <p>➤ 他地域の表現を参照</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
80	<p>② 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。</p> <p>また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>② 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。</p> <p>また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、<u>対応に当た</u>る職員等の感染症対策の徹底するほか、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
81	<p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等 <u>対応に当たる職員等も含めて</u> 感染対策を実施するものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
82	<p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難 <u>勧告</u> 等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難 <u>指示</u> 等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する <u>情報</u> の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映(炎対法改正による)</p>
82	<p>第7節の3 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>(1) 他の防護措置との関係</p> <p>県は、避難や屋内退避等の緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、対象地域において、地域生産物の <u>出荷制限及び摂取制限</u> を実施するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>県は、飲料水、飲食物の <u>出荷制限、摂取制限</u> 等の措置を講じた場合等において、県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第3章19節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、市町村と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第8～9節 (略)</p>	<p>第7節の3 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>(1) 他の防護措置との関係</p> <p>県は、避難や屋内退避等の緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、対象地域において、地域生産物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> を実施するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>県は、飲料水、飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> 等の措置を講じた場合等において、県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第3章19節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、市町村と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第8～9節 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
	<p>第10節 原子力災害医療活動</p>	<p>第10節 原子力災害医療活動</p>	

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考																
	<p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 医療班の業務</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表3-10-2 医療班の業務</p> <table border="1" data-bbox="197 539 1008 880"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 公共施設及び指定避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>1 公共施設及び指定避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 <u>放射線被ばく又はそのおそれ</u>のある者に対する診断及び医療措置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	業 務	企画調整チーム	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。	救護チーム	1 公共施設及び指定避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。	診断チーム	1 公共施設及び指定避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 <u>放射線被ばく又はそのおそれ</u> のある者に対する診断及び医療措置に関すること。	<p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 医療班の業務</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表3-10-2 医療班の業務</p> <table border="1" data-bbox="1070 539 1881 880"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 公共施設及び指定避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>1 公共施設及び指定避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 <u>汚染のおそれ</u>のある者に対する診断及び医療措置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	業 務	企画調整チーム	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。	救護チーム	1 公共施設及び指定避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。	診断チーム	1 公共施設及び指定避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 <u>汚染のおそれ</u> のある者に対する診断及び医療措置に関すること。	<p></p> <p style="text-align: right;">➤ 記述の適正化</p>
チーム名	業 務																		
企画調整チーム	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。																		
救護チーム	1 公共施設及び指定避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。																		
診断チーム	1 公共施設及び指定避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 <u>放射線被ばく又はそのおそれ</u> のある者に対する診断及び医療措置に関すること。																		
チーム名	業 務																		
企画調整チーム	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 原子力災害医療活動実施計画の策定に関すること。 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。																		
救護チーム	1 公共施設及び指定避難所等への救護所の開設に関すること。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。																		
診断チーム	1 公共施設及び指定避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。 2 <u>汚染のおそれ</u> のある者に対する診断及び医療措置に関すること。																		
87	<p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p><u>原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2で示す系統図に従って行うものとする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: right;">➤ 原子力災害医療体制の移行を反映</p>																

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
88	(新設)	<p>※1 原則弘前大学となるが、被ばく傷病者等の状況により、福島県立医科大学を含む他の高度被ばく医療支援センターも対象となる。</p> <p>※2 内部被ばくの線量評価が必要とされた被ばく傷病者等は、仙台医療センターで受け入れる。</p> <p>図3-10-2 原子力災害医療活動実施系統図</p>	<p>▶ 原子力災害医療体制の移行を反映</p>
88	<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</p> <p>原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をとまなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、関係機関は以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととする。</p>	<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</p> <p>原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をとまなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、関係機関は <u>図3-11-1で示す系統図に従って</u>、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととする。</p>	<p>▶ 原子力災害医療体制の移行を反映</p>

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
90	<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ等</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>  <p>※1 原則弘前大学となるが、被ばく傷病者等の状況により、福島県立医科大学を含む他の高度被ばく医療支援センターも対象となる。</p> <p>※2 内部被ばくの線量評価が必要とされた被ばく傷病者等は、仙台医療センターで受け入れる。</p> <p>図3-11-1 労働災害時の被ばく医療活動実施系統図</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ等</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>① 県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、</p>	<p>➤ 原子力災害医療体制の移行を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年2月)	修 正 後	備 考
	<p>放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。</p> <p><u>② 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
90	<p>2 (略)</p> <p>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難<u>勧告</u>等を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難<u>指示</u>等を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映(災対法改正による)</p>
90	<p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難<u>勧告</u>等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該<u>勧告</u>等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1～8節 (略)</p> <p>第9節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難<u>指示</u>等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該<u>指示</u>等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1～8節 (略)</p> <p>第9節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映(災対法改正による)</p>
92	<p><u>(新設)</u></p> <p>第10～13節 (略)</p>	<p><u>(4) 県は国及び市町村と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第10～13節 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>